

# 佐倉市基本図

IX-LF 10-3

平成22年10月1日指定 G-8



IX-LF10-3

18-1	18-2	10-1	10-2	葛飾市
(F-8)	(F-7)	(F-8)	(F-8)	
18-3	18-4	10-3		八街市
(G-8)	(G-7)	(G-8)		
18-1	18-2	18-1		
(H-8)	(H-7)	(H-8)		
18-3	18-4	18-3		山武市
(I-8)	(I-7)	(I-8)		

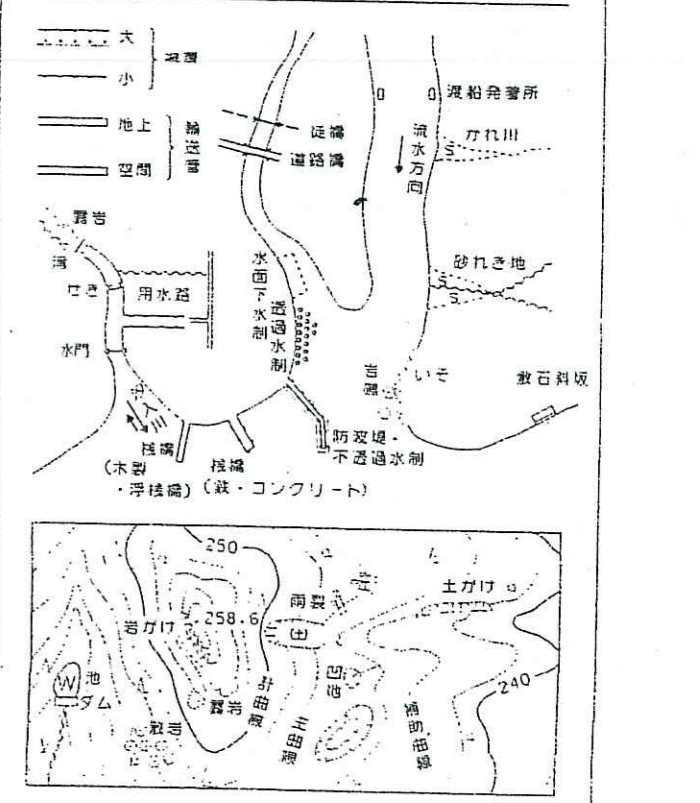
記号

□	建屋	△	37.2	三角点
○	5.5	●	25.62	三角点
○	5.5	○	42.3	三角点
○	5.5	○	23.6	三角点
○	5.5	○	25.7	三角点
○	5.5	○	25.7	三角点
○	5.5	○	12.3	三角点
○	5.5	○	15.8	三角点

○	山頂	○	門
○	山頂	○	門
○	山頂	○	門
○	山頂	○	門
○	山頂	○	門
○	山頂	○	門
○	山頂	○	門
○	山頂	○	門
○	山頂	○	門
○	山頂	○	門

—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線

—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線



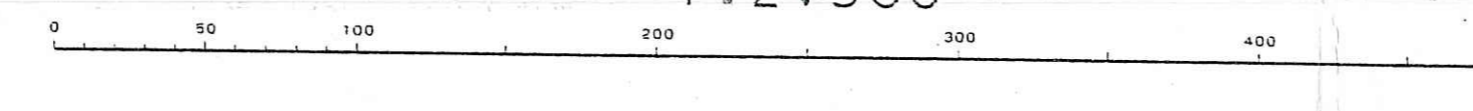
標高は平成14年度国土交通省告示第9号の規定による第II水準系  
 投影はメルカトル図法  
 中緯度角基準は、世界測地系による  
 図面に示してある座標値は半メートル単位  
 方位は5.5センチメートル間隔  
 高さの基準は東京湾の平均海面  
 等高線の間隔は2メートル

昭和56年測量  
 昭和57年測量  
 平成10年測量  
 平成19年測量  
 平成22年測量

1. (1)平成18年11月撮影空中写真  
 平成19年1月現地調査  
 (2)平成18年作成の八街市地形図1:2500を編纂

20-1 (H-8)

1:2,500



【この測量成果は、建設省国土院院長の承認及び測量士  
 資格者による測量及び測量成果を使用して得たものである。  
 (承認番号)平3 測公 第81号】

【この測量成果は、建設省国土院院長の承認を得て測量士  
 資格者による測量及び測量成果を使用して得たものである。  
 (承認番号)平6 測公 第203号】

【この測量成果は、国土院院長の承認を受けて得たものである  
 (測量番号)平18 測公 第479号】

計画機関名 佐倉市  
 作業機関名 東武計画株式会社

IX-LF 10-3